

平成28年 第1回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年1月14日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成28年1月14日

東京都教育委員会第1回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第1号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

- (1) 「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」最終報告
について
- (2) 「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針の策定について
- (3) 体育的活動における安全対策検討委員会の設置について
- (4) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

教育長	中井敬三
委員	木村孟
委員	山口香
委員	遠藤勝裕
委員	宮崎緑
委員	大杉寛

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中井敬三
次長	松山英幸
教育監	金子一彦
総務部長	堤雅史
都立学校教育部長	早川剛生
地域教育支援部長	粉川貴司
指導部長	伊東哲
人事部長	江藤巧
福利厚生部長	太田誠一
教育政策担当部長	安部典子
教育改革推進担当部長	出張吉訓
特別支援教育推進担当部長	松川桂子
指導推進担当部長	鯨岡廣隆
人事企画担当部長	鈴木正一
（書記） 総務部教育政策課長	岡部渉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第1回定例会を開会します。

初めに、新しい委員の御紹介です。乙武氏の後任の委員として、平成28年1月1日付けで大杉覚委員が就任されましたので、御紹介いたします。

大杉委員から、一言、御挨拶をお願い申し上げます。

【大杉委員】 大杉です。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日は、NHK外9社、個人は8名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHK外4社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、山口委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回11月26日開催の第18回定例会議事録については、先日配布して

御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第18回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回12月10日開催の第19回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第1号議案及び報告事項（4）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

報 告

（1）「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」最終提言について

（2）「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針の策定について

【教育長】 報告事項（1）『東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議』最終提言について」と、報告事項（2）「『東京都オリンピック・パラリンピック教育』実施方針の策定について」は関連する内容ですので、まとめて説明をお願いします。

教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 報告資料（1）を御覧ください。「東京都のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」は、平成26年10月に設置し、11回にわたり議論を重ねてまいりました。昨年12月21日に最終提言を頂きましたので、これを御報告いたします。この最終提言は、昨年8月に出された「中間まとめ」の基本的な枠組みに加えて、教育内容について具体化したものです。

報告資料（1）の左側ですが、「中間まとめ」では、オリンピック・パラリンピック教育を通じて子供たちをどのように育てていくべきかという四つの人間像が示され

ていました。そのような人間に子供たちを育て、最終的に、子供たち一人一人の心と体に、人生の糧となる掛け替えのないレガシーを形成していくことが大切であるとしています。

次に、取組の基本的視点として3点掲げています。さらに、教育の基本的な枠組みとして、オリンピック・パラリンピックの精神に加え、オリンピックムーブメントの三つの柱であるスポーツ・文化・環境を加えた四つのテーマと、学ぶ（知る）・観る・する（体験・交流）・支えるの四つのアクションを組み合わせた多彩な取組を進め、平成28年度から都内全ての公立学校で展開すべきであるとしていました。こうした内容に加え、最終提言では、四つのテーマと四つのアクションを進めていく中で、特に「重点的に育成すべき5つの資質」が示されています。それが、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5点です。

こうした5点の資質を伸ばしていくため、具体的には四つの取組ということで、「学習・教育活動の進め方」の（2）を御覧ください。体験や活動を重視していくという基本的な考えに基づき、四つの取組を推進していこうというものです。

1点目が「東京ユースボランティア」で、既に学校内では、地域清掃や地域行事におけるボランティア、地域防災訓練におけるボランティア、福祉施設等でのボランティアなど様々な取組をしていますので、こうしたものを東京ユースボランティアに位置付けて、五つの資質のボランティアマインドや障害者理解を育成していこうというものです。

2点目は「スマイルプロジェクト」で、障害者理解、障害者スポーツの体験を通じて障害者理解を図っていきたい、あるいは、ボランティアマインドの育成を推進していくことを考えています。

3点目は「夢・未来プロジェクト」で、これは現在も展開しています、オリンピック、パラリンピアン、外国人アスリート等を派遣していく事業です。

4点目は「世界ともだちプロジェクト」で、国際理解や国際交流の活動を実施していくものです。この四つの取組を重視していこうと考えています。

さらに、学習の進め方として、各学校で年間35時間程度を目安として、学校全体で

計画的に取り組みます。また、一つの教科等に偏ることなく全教育活動で展開していきます。これらの取組は、新たな教育を加えるというよりも、既存の教育活動があるので、そうしたものをオリンピック・パラリンピックに関連付けて行うことを基本としています。

資料の2ページを御覧ください。先ほど説明した四つの取組のうち「夢・未来プロジェクト」、「世界ともだちプロジェクト」について説明します。「夢・未来プロジェクト」は三つのプログラムから構成されており、来年度以降、更に拡充してまいりたいと考えています。「世界ともだちプロジェクト」は、オリンピック・パラリンピックの参加国を幅広く学ぶことから始まり、それを次第に、東京の特性を生かしながら、実際の交流活動につなげていくことを考え、その交流活動も様々な形態があってもいいのではないかという内容です。

資料の3ページを御覧ください。この最終提言の中では、教育のレガシーとして3点取り上げており、3ページは「共生・共助社会の実現」のイメージをまとめたものです。子供たちに対するボランティアマインドの醸成や障害者理解を促進することによって、子供たちが原動力になって家庭や地域を巻き込み、子供たちへの教育効果が保護者や地域に波及していくことの重要性を示しています。2020年の大会時には、大会に関わるボランティアとして子供たちが活躍し、その後も観光や語学のボランティア、地域や企業で様々な社会貢献活動に参加していくことによって、子供たちにボランティア文化が根付いていく。さらに、自分の子供に対してもそれを継承していくといった世代循環が生まれていくイメージを図示したものとなっています。

以上が最終提言の概要です。

こうした最終提言に基づき、東京におけるオリンピック・パラリンピック教育の実施方針について説明します。

報告資料(2)を御覧ください。策定の理由として、最終提言を受け、東京都における教育の実施方針を策定するというものです。実施方針の概要ですが、「1 意義」として、東京の発展には、多様な文化を受け入れ、あらゆる人々が互いの人権を尊重し合い、共に力を合わせて生活する共生社会の実現が必要です。子供たちには、多様な価値観を持つ人々と協力・協働しながら課題を解決する力や日本人としてのア

イデンティティ、豊かな国際感覚などが求められます。また、オリンピズムは、肉体と意志と精神の全ての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学であり、スポーツを人類の調和のとれた発展に役立てるものと考えます。こうした考え方は、教育基本法の教育の目標や学習指導要領の理念にも相通するものであるとしています。都教育委員会は、東京2020大会を重要な機会と捉え、東京都の子供たちの良いところを更に伸ばし、弱みを克服するための取組を確実に推進していく。意義としてはこういうことを掲げています。

「2 育成すべき人間像」や「3 基本的視点」については、最終提言に示された四つの人間像と基本的視点を据えています。

「4 対象」ですが、この実施方針は都内全ての公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校を対象とします。

「5 期間」と「6 段階的な取組の推進」ですが、平成28年度から平成32年度までの5年間を中心とし、現在の準備期間から平成32年度以降まで段階的に展開していくことにしています。大会後も、この間に培ってきたノウハウやネットワークを生かしつつ、引き続き有効な取組を継続していきたいと考えています。

「7 取組に当たっての基本的枠組」は、最終提言で示された四つのテーマと四つのアクションで多彩な取組を展開していくとしています。

「8 学習・教育活動の進め方」は、年間35時間程度を目安に、全ての教育活動の様々な教育実践に関連付けて、学校全体で組織的・計画的に展開します。また、保護者や地域の参加を促す取組を導入していきます。

「9 重点的に育成すべき5つの資質」と「10 5つの資質を伸ばすための4つのプロジェクト」では、重点的に育成すべき5つの資質と、それを伸ばすための4つのプロジェクトを示してあります。

「11 オリンピック・パラリンピック教育の3つのレガシー」は、こうした様々な取組を通じて、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして、三つのレガシーを残していくということで、①子供たち一人一人の心と体に残る掛け替えのないレガシー、②教育活動として、オリンピック・パラリンピックが終わった後も発展させていくこと、③最終提言のイメージで説明しましたが、共生・共助社会の形成につなげて

いくことの3点です。

最後に、「12 都教育委員会が実施する施策」として、都教育委員会が区市町村や学校に対して実施する支援策を5点掲げてあります。

なお、都内の私立学校に対しても、この実施方針をはじめ、都教育委員会のオリンピック・パラリンピック教育の施策について、適宜情報提供を行い、各学校の建学の精神や希望等に応じて一緒に取り組めるものは協力して進めてまいりたいと考えています。

今後の予定ですが、今月下旬を目途に、区市町村教育委員会、学校に周知を図ってまいりたいと考えています。さらに、オリンピック・パラリンピック教育学習読本、映像を用いた教材を今年度内に作成し、配布していく予定です。

実施方針の本編は別添で付けてありますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。説明は以上です。

【教育長】 本2件について、御質問、御意見を申し上げます。

【遠藤委員】 報告資料(1)では「東京のオリンピック・パラリンピック教育」とあり、報告資料(2)では「東京都オリンピック・パラリンピック教育」となっていたので、私立学校はどうかかと思ひながら説明を伺っていましたが、御説明の最後で、私立中学校にも働き掛けをしていくということでしたので、分かりました。

具体的にどのような働き掛けをするのでしょうか。例えば、単に、私立の協会等に、東京都はこういうものを行いますという資料を渡すだけなのか、あるいは、説明会などを開くか、私立学校に対する働き掛けの具体的な方策をお伺いします。

【教育政策担当部長】 私立学校を所管している生活文化局との調整が必要ですので、担当部署と調整して、どのような形で対応できるのか、今後、検討していきたいと考えています。

【教育長】 学習読本などは提供していくことにしています。当然、東京を挙げての取組にしていくという思いですので、所管の生活文化局を通してという形になりますが、呼び掛けはさせていただきたいと考えています。

【遠藤委員】 分かりました。

もう一点は、説明を伺い、資料を拝見していつでも思うのですが、例えば、報告

資料（１）の３枚目に地域社会との関わりが記載されており、これは、今後の子供の教育や地域の発展を考えていく上で最も重視すべきことであると思っていて、このとおりだと思います。しかしながら、現実はどうなのでしょう。それで、先ほど質問しました私立学校のことも頭にありました。私立学校に通っている子供たちは、地域社会にこういう形で東京都が呼び掛けをして、どう貢献していくのか、かなり重要な項目になっています。また、東京都の公立中学校でも、学校選択制を導入している地域が多くあります。学校選択制の学校に通っている生徒が、こういうことを教育委員会で呼び掛けたとして、地域社会の行事に対する貢献など、具体的にどのようなことができるのか、いつも疑問に思っています。

今更言ってもしょうがないのですが、学校選択制を導入している小学校や中学校に対して、この取組を進めるに当たって、地域社会に対する貢献・参加、地域の行事への参加を、具体的にどう進めていくのかもきちんと対応していかないと、ただ単に提言を出しただけに終わってしまうのではないかと思います。ですから、根本的な問題ですので、逆に、こうしたことを機会に、学校選択制の見直しなどにまでつなげていくべきではないかと思います。

【教育政策担当部長】 各区市町村にこれを説明していく際に、そうしたことも含めて、地区の中でどのような工夫ができるかについては、区市町村の教育委員会と意見交換をしながら進めていきたいと思えます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 最終提言は、かなりすっきりまとめていただいたのではないかと思います。オリンピック・パラリンピックがなければこういう教育をしないということではなくて、あくまで、ちょうどいい機会として、手段として使うということで、見えやすい形で教育方針が見える化するという意味では、非常に良い機会ではないかと思えます。

そうすると、理想主義ばかりではなくて、例えば国際交流についても、実は、オリンピックは、研ぎ澄まされたアスリートのすばらしい技に感動する場であるだけではなく、国際的にも政治的な意味を多く持っています。1980年のモスクワ大会は、前年の1979年に、当時、ソ連がアフガニスタンに侵攻したために、西側の国々がボイコッ

トしましたし、その前に70年代はミュンヘン大会において過激派が選手村を襲撃したり、21世紀に入っても、北京オリンピックは、東アジアの中心が中国であることを見せる国威発揚の場になって、我が国はアジアのローカルであるという位置付けを強引に見せるような場になるなど、そういう非常に大きな意味があります。

また、昨今のISの動き等、テロに対する警戒や、様々な切り口があると思います。ですから、そういう現実主義の路線で、教材を作成する際にも、きちんと地に足が着いた作り方をしていただけるとありがたいと思います。

【教育政策担当部長】 それに関しましても、発達段階に応じて、宮崎委員がおっしゃったようなことは十分加味した上で教材作りを進めています。

【大杉委員】 大変よく練られた最終提言と、それを踏まえた方針だと思います。この中に、かなりいろいろなことが盛り込まれているという感がありまして、そのこととも関連しますが、年間35時間程度を目安にするという考え方の根拠といたしますか、これをどのように受けとめて実際に学校現場で実施していくのかという点について、どのように考えられてこのように設定されたのでしょうか。

また、これだけ様々なことを進めていき、最終的には成果、レガシーの形で残していくにしても、子供たちにとってはそのプロセスも重要かと思しますので、その見える化をなるべく図っていただきたいと思います。これは、要望といたしますか、私の考えとして申し上げたいと思います。

【教育政策担当部長】 学校内でオリンピック・パラリンピック教育に取り組んでいただきたいということもあり、年間35時間を目安にすることを設定しています。これは、平均すると週1時間程度の学習時間になりますが、週1時間は必ず実施しなさいということではなく、あくまでも年間35時間という中で、学校の特色や計画に基づいて様々な取組をしていただきたいということがあります。しかも、目安ですので、熱心な学校は36時間以上取り組んでいただいても結構ですし、そこまでいきなり達成できない学校もあると思いますので、徐々に35時間に近づけていくような努力もしていただきたいという思いで、35時間を目安という形で設定しました。

【宮崎委員】 これは単位が得られる科目になりますか。

【教育政策担当部長】 これは既存の教育活動の中に入れますので、各教科特別活

動や総合的な学習の時間で行うものです。

【宮崎委員】 分かりました。ありがとうございます。

【大杉委員】 先ほど遠藤委員がおっしゃいました地域との関わりを考えると、時間だけではなかなか計れない面も出てくるかと思imasので、そこは柔軟に対応できる形で進められるようにしていただければと思います。

【木村委員】 今、伺って、これだけ構造化されたプログラムを進めていくのは並大抵のことではないという印象を受けました。私は、以前から申し上げていますが、日本人の特質は「親切である」ということだと思っています。先進国だけを取り上げるのはフェアではないかもしれませんが、これらの国の人々に比して日本人は圧倒的に個人が親切であるという気がします。

オリンピック・パラリンピック開催によって、ほかの地域の子供たちに比べて、東京の子供たちが外国人と接する機会は非常に増えるだろうと思います。トップアスリートに会うことはなかなか難しいと思いますが、関係者の方々に接する機会は間違いなく増えますね。そういう方々に対して、日本人の親切さを出せるような工夫も、こういう構造化されたプログラムとは別に考えていく必要があるのではないのでしょうか。

親切にすることは間違いなく日本人の美德の一つになっているので、そういうことを学校の教育課程の中に入れ込んで子供たちに教えていくことが良いのではないかと思います。

私は電車で通勤してまして、最近、外国人観光客が随分増えていることを実感していますが、困っている方はほとんどいません。ナビを持っているので、私が声を掛けるチャンスが減っています。そういうこともあるので、子供たちには大いに声を掛けてもらって、何か困っている人のお手伝いをする、そういう行動の必要性について学校の授業の中に取り込んでいただくとよろしいのではないかと思います。まだ5年ありますから、かなりいろいろなことができるのではないかと期待しています。

【教育政策担当部長】 オリンピック・パラリンピック教育の目指すところが、正に木村委員がおっしゃられたことだと思いますので、そうしたことをしっかり学校の中で取り組んでいけるように、こちらも様々な支援をしていきたいと考えています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

本件については、報告として承りました。

(3) 体育的活動における安全対策検討委員会の設置について

【教育長】 報告事項(3)、体育的活動における安全対策検討委員会の設置について、指導推進担当部長、説明をお願いします。

【指導推進担当部長】 報告資料(3)を御覧ください。

昨年、大阪府の中学校において、運動会で行われた巨大ピラミッドと言われるものが崩れて、骨折するなどの事故が発生しました。その後、新聞でも報じられていますが、全国各地でこうした活動に伴う事故が発生しているということで社会問題として取り上げられるようになっていきます。

学校においては、児童・生徒の安全を確保すべき指導監督上の注意義務がありますので、昨年は、6月、10月に注意喚起の通知を発出しました。しかしながら、東京都内の学校においても類似の事故が多数発生しています。

報告資料(3)の「2 事故発生の状況」に、平成26年度の日本スポーツ振興センターに申請があった組体操関連の事故申請件数が載っています。全国では8,500件以上、組体操の事故が起きています。東京都においては、小・中・高校を合わせて728件の事故が申請として届けられています。グラフは1都6県の状況ですが、小学校において発生件数が多いことが御覧いただけると思います。こうした状況ですので、組体操をはじめとする体育的活動について安全対策を講じていくということで検討委員会を設置していきたいと考えています。

目的ですが、けがや事故を防止することや、危険を回避する安全対策についての基本的考え方をまとめていきたいと考えています。また、学校においては、こうした体育的活動、特に、学校で伝統的に行われている学校行事や運動会などに焦点を当てて、学校においても改めて見つめ直す材料にしていきたいと思っています。

「3 検討委員会」ですが、委員には、日本女子大学の教育法学の専門家である坂田教授、文教大学の特別活動の専門である米津教授、日本スポーツ振興センターの安

全対策の米山課長をはじめ、学校関係者、保護者の関係者の方を委員として組織したいと考えています。検討内容については、様々な体育的活動には、運動やスポーツにはそれぞれ特徴・特性があり、それがスポーツの面白み、だいたいの味を示していますが、反面、表裏一体の関係で危険性を内在していますので、内在する危険性を検討していきたいと考えています。そして、それに基づいて、事故の未然防止、安全にどう指導するのかについて、さらに、児童・生徒自身が危険予測回避能力をどう育成していくのかについて検討してまいりたいと考えています。

スケジュールですが、今月から3月にかけて検討を進め、3月には検討結果をまとめ、また御報告させていただきます。そして、その後、各学校、区市町村教育委員会にも趣旨を説明し、それぞれの学校における安全対策を徹底してまいりたいと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 本件について、御意見、御質問をお願いします。

【宮崎委員】 組体操等が中心の委員会の設置ではないかと思いますが、安全確保ということと言うと、例えば熱中症に対する対策や、今、学校体育の授業に武道（柔道）が入っておりますが、専門家が指導していないことで思い掛けない事故が起きています。実際に私が存じ上げている事例でも、子供同士で投げ合って、頭を打って重度の障害が残ったということもありました。話し合う項目にそういうことまで入っているのでしょうか。もし、入っていないとしたら、入れていただいた方がいいのではないかと思います。そのために、メンバーがこれでいいのだろうかという点について質問します。

【指導推進担当部長】 実は、東京都においては、20年前になりますが、水泳の飛び込みで数名の生徒が亡くなるという事故がありました。また、約10年前に、陸上競技のハンマー投げの練習中に、ハンマーが頭部に当たるという重大事故が発生しています。その後も、柔道の危険性、熱中症について、やはり大きな問題になってきていて、その都度、こうした対策の検討会を持ち、東京都としての考え方を示してきています。今回は、当然、学校では、スポーツ、運動、体育的活動については安全を第一としますが、伝統的に行われている、やぐら、ピラミッドなど、達成感を味わう

ために巨大化している現状がありまして、そこに焦点を当てて改めて検討していきたいと考えています。

【宮崎委員】 そうすると、今回は絞るということですね。

【指導推進担当部長】 はい。これまで、熱中症や柔道などについては、それぞれ考え方、対策をまとめまして示してきており、これは継続して指導しています。

【山口委員】 児童・生徒の安全を守って、けがや事故を防止することは重要な観点であると思いますが、危険予測や回避能力からいうと非常に難しい面があります。安全な環境に児童・生徒を置くことが、危険な状況から児童・生徒を守ることになるのかどうかということがあります。危険を予測できるためには、経験値や体験に基づいて、「ヒヤッとした」「こうしたら危ない」という経験から、自らが危険を予測して回避できることにつながるのです。以前に比べると、外遊びなど、学校の内外でのそうした活動が減ってきていますので、そういう危険予測をどのように児童・生徒に植え付けていくのかという思いがあります。これは危ないと、危険から遠ざければ遠ざけるほど予測能力はなくなっていくと思います。そこをこれからどのように対応していくのか、是非、先生方に御検討いただきたいと思います。

そして、体力や運動に関わる児童・生徒が二極化していると言われている現状があります。例えば、組体操やピラミッドと言われるものでも、体力がある児童・生徒と、体力のない児童・生徒が一緒に行うものですから、体力がある子供にとっては大丈夫なことでも、体力がない子供にとっては非常に負担が大きいわけです。その辺りを、教員の方々もそうですし、児童・生徒もどのように考えていくのかということもあるので、この辺が以前とは随分と状況が違ってきていると思います。しかし、ここを一つ間違えると、更に児童・生徒の危険予測が減ってしまい、学校外に出た際に、その危険予測が果たして担保されるのかということがあります。逆に危険にさらす状況にもつながるので、この辺りは是非、委員の先生方によく御議論いただきたいところだと思います。

【指導推進担当部長】 おっしゃるとおりだと思います。安全を第一にすると、どうしても萎縮してしまって活動低下が往々にして起こります。小さなけがなどを経験していくことによってたくましくなっていくことも踏まえて、現在の児童・生徒にど

ういうことができるのか、十分に検討してまいりたいと思います。

【遠藤委員】 山口委員と全く同じ観点ですが、そのとおりだと思います。私が心配したのは、この検討委員会は何のために開くのかということです。これは組体操の事故を発端として開くわけです。では組体操の問題だけを議論するのcaと思うと、内容が幅広いです。体育授業、部活動、学校行事全般において、ムカデ競争、騎馬戦などいろいろなものまで広がっていくと、議論が拡散していってしまい、あつものに懲りてなますを吹くようになってしまふのではないかと思います。

一方で、オリンピック・パラリンピックに向け、運動能力の高い児童・生徒を選手として養成するというニーズもあるし、児童・生徒の体力の問題も一つのテーマとして与えられています。こういう検討委員会で、幅広く、危険なものは何でもという議論に拡散しないで、この委員会の設置目的は何なのか、当初の目的に沿った形で議論が収れんするような方向に進めていただきたいしたいと思います。危険だからと何でもかんでも危険視すると、何もできなくなってしまうのではないかと思います。ですから、山口委員がおっしゃった心配は、私も全く同感です。検討委員会のテーマがあまり拡散しないようにと要望しておきます。

【宮崎委員】 そういうことで私も冒頭に伺ったのですが、その意味では、タイトルから、委員会そのものが組体操における安全対策など、絞るのであればピンポイントで絞って、それを演えき的につなげていくと全体像が出てくるような設定の仕方もあるのではないかと思います。

【教育長】 体育的活動における安全対策検討委員会の設置趣旨は、運動には当然危険リスクは付きものですが、だからといって運動の奨励を弱めようという思いでは全くありません。要は、必要以上のリスクが学校行事などになのかということ。それは組体操だけではなくて、ムカデ競争なども同類の面があるのではないかと。ことで、組体操を一つの契機として、「運動」と言われるイベント関係を中心に、よく見ていきたいと思いますということでもあります。そういう意味で、焦点はおのずと絞られていますが、関連する部分で、一般の競技スポーツ等についても、更にこういうところに気を付けた方がいいなど、そういう議論も検討の中にはあるかもしれないということ。ことで、そうした幅も持たせており、コアとなる部分は冒頭に申し上げたとおりです。

よろしゅうございますか。

それでは、本件については、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

1月28日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会定例会は、1月28日の木曜日、午前10時から教育委員会室にて開催を予定しています。

以上です。

【教育長】 日程その他について、何かございますか。——よろしゅうございますか。

では、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時40分)